

第3 退職所得の源泉徴収事務

居住者に支払う退職所得の源泉徴収事務は、①退職手当等の支払を受ける人（退職者）から、「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受け、この申告書に記載されている勤続年数などに基づいて退職所得控除額を求め、②退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額（課税退職所得金額^③）を課税標準として、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」（22ページ参照）の「税額」欄に示されている算式に従って税額（所得税及び復興特別所得税の額）を計算し、③退職手当等を支払う際にその税額を源泉徴収して納付する事務です。

（注）退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合の課税退職所得金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額となります。

I 退職所得の範囲

退職所得とは、退職したことにより一時に支払われる退職手当や退職金、一時恩給などをいいます（所法30①、31）。

なお、死亡したことにより退職した人に支払う退職手当等は、通常その遺族の相続税の課税対象となりますので、所得税は課税されません（所基通9-17）。

II 退職手当等の区分

退職所得は、その年中に支払を受ける退職手当等の区分に応じ、次の課税退職所得金額を課税標準として、他の所得と分離して課税することとされています（所法22①③、30①②、所令71の2①）。

退職手当等の区分	課税退職所得金額
一般退職手当等の場合	$\left(\begin{array}{c} \text{一般退職} \\ \text{手当等の} \\ \text{収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$
特定役員退職手当等の場合	$\begin{array}{c} \text{特定役員} \\ \text{退職手当} \\ \text{等の収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array}$
一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方がある場合	$\left(\begin{array}{c} \text{特定役員} \\ \text{退職手当等} \\ \text{の収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特定役員} \\ \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{一般退職} \\ \text{手当等の} \\ \text{収入金額} \end{array} - \left(\begin{array}{c} \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特定役員} \\ \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right) \right) \times \frac{1}{2}$

特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいい、一般退職手当等とは特定役員退職手当等以外の退職手当等をいいます（所法30④、所令71の2①）。

（注）特定役員退職所得控除額の計算方法など特定役員退職手当等がある場合の源泉徴収について、詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている「源泉徴収のあらまし」をご参照ください（「源泉徴収のあらまし」は冊子による提供も行っています）。

III 退職所得控除額

退職所得控除額は、一般の退職の場合、退職した人がその会社などに就職してから退職するまでの勤続年数に応じて、次のように定められています（所法30③、所令69①）。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数
20年を超える場合	80万円+70万円×（勤続年数-20年）

退職所得控除額の計算に当たっては、次の点に注意してください。

- 1 退職所得控除額は、勤続年数に応じて「源泉徴収のための退職所得控除額の表」により求めます。
 なお、「源泉徴収のための退職所得控除額の表」については、国税庁ホームページに掲載されている「源泉徴収税額表」をご参照ください（「源泉徴収税額表」は冊子による提供も行っています）。
- 2 勤続年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1年とします（所令69②）。
 （例：21年3か月→22年）
- 3 計算した退職所得控除額が80万円未満の場合には、80万円とします（所法30⑤二）。
- 4 障害者となったことに直接起因して退職した場合には、一般の退職の場合の金額に一律100万円を加算した金額を退職所得控除額とします（所法30⑤三）。

IV 税額の求め方（平成 31 年（2019 年）分）

（設例）

- (1) 勤続期間 …………… 平成元年 10 月 1 日就職～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日退職
 (2) 退職手当等の金額 …………… 1,700 万円（一般退職手当等）
 (3) 退職の理由 …………… 定年退職

（注） この設例は「退職所得の受給に関する申告書」が提出されている場合の例ですが、この申告書が提出されていない場合には、退職手当等の収入金額に 20.42% を乗じた税額を源泉徴収することになります（所法 201 ③、復興財確法 28 ②、31 ①②）。

なお、この申告書は、税務署長から提出を求められるまでの間は、提出を受けた源泉徴収義務者が保存するものとされています（所規 77 ⑦）。

【税額の計算】

- ① 勤続年数は、29 年 6 か月ですから 1 年未満の端数を切り上げて 30 年となります。
- ② 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「30 年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると 1,500 万円となります。
- ③ 退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額を 2 分の 1 して課税退職所得金額を求めます。
 $(1,700 \text{ 万円} - 1,500 \text{ 万円}) \times \frac{1}{2} = 100 \text{ 万円}$
- ④ 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄に算式が示されていますので、この算式に従って税額を計算します。

（源泉徴収のための退職所得控除額の表）

勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合
24 年	10,800 千円	11,800 千円
25 年	11,500	12,500
29 年	14,300	15,300
30 年	15,000	16,000
31 年	15,700	16,700
32 年	16,400	17,400

$(100 \text{ 万円} \times 5\%) \times 102.1\% = 51,050 \text{ 円}$ ←

これがその退職手当等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。

退職所得の源泉徴収税額の速算表（平成 31 年（2019 年）分）

課税退職所得金額 (A)	所得税率 (B)	控除額 (C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1 %
1,950,000 円以下	5 %	—	$((A) \times 5\%) \times 102.1\%$
1,950,000 円超 3,300,000 円 〃	10%	97,500 円	$((A) \times 10\% - 97,500 \text{ 円}) \times 102.1\%$
3,300,000 円 〃 6,950,000 円 〃	20%	427,500 円	$((A) \times 20\% - 427,500 \text{ 円}) \times 102.1\%$
6,950,000 円 〃 9,000,000 円 〃	23%	636,000 円	$((A) \times 23\% - 636,000 \text{ 円}) \times 102.1\%$
9,000,000 円 〃 18,000,000 円 〃	33%	1,536,000 円	$((A) \times 33\% - 1,536,000 \text{ 円}) \times 102.1\%$
18,000,000 円 〃 40,000,000 円 〃	40%	2,796,000 円	$((A) \times 40\% - 2,796,000 \text{ 円}) \times 102.1\%$
40,000,000 円 〃	45%	4,796,000 円	$((A) \times 45\% - 4,796,000 \text{ 円}) \times 102.1\%$

（注） 課税退職所得金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、求めた税額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

第 4 報酬・料金等の源泉徴収事務

居住者又は内国法人に支払う報酬・料金等の源泉徴収事務は、原稿料、講演料、技芸・スポーツ・知識等の教授・指導料、税理士報酬、外交員報酬、出演料、ホステスの報酬などの報酬・料金等の支払者が、その支払の際に一定の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して納付する事務です。

源泉徴収の対象とされている報酬・料金等の範囲及び税額の計算方法は、次の表のとおりです。

なお、給与等の支払がない個人又は常時 2 人以下の家事使用人のみに対して給与等を支払う個人は、次表の 9 に掲げるホステスなどの報酬・料金を支払う場合を除き、源泉徴収を行う必要はありません（所法 184、204 ②二）。